

○瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例施行規程

平成26年3月20日

病院事業管理規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例(平成26年瀬戸内市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者は、看護師等修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 履歴書
- (3) 条例第2条に規定する貸与対象施設(以下「貸与対象施設」という。)に在学する証明書又は合格通知書の写し
- (4) 最終卒業学校の成績証明書(現に貸与対象施設に1年以上在学している者にあつては、前学年の成績証明書)
- (5) 本人及び連帯保証人の住民票の写し
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書
- (7) 振込口座依頼書(様式第3号)

(貸与の方法等)

第3条 修学資金は、毎月当該月分をその月の末日までに貸与する。ただし、やむを得ない理由があるときは、翌々月の末日までに貸与することができる。

2 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)は、修学資金を受領したとき遅滞なく受領書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(取消通知)

第4条 管理者は、条例第7条第1号から第3号まで及び第5号の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したときは、その旨を修学生に通知するものとする。

2 管理者は、条例第7条第4号の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したときは、その旨を連帯保証人に通知するものとする。

(休止通知)

第5条 管理者は、条例第8条の規定により修学資金の貸与を休止したときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第6条 修学資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、条例第9条の規定により修学資金を返還しなければならなくなったときは、直ちに借用証書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、借受人の死亡その他の事由により借受人が借用証書の提出ができないときは、借受人に代わり、連帯保証人が借用証書を提出しなければならない。

(返還の方法等)

第7条 借受人は、月賦均等払で修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 2 管理者は、借受人が月賦均等払による返還金の支払を継続して怠ったときは、貸与した修学資金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(猶予の申請等)

第8条 借受人は、条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書(様式第6号)に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類(同条第2号に該当する場合を除く。)を添えて、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上速やかに猶予の可否を決定し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(免除の申請等)

第9条 借受人は、条例第11条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとするときは、修学資金返還免除申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により免除を受けようとする者は、同項に規定する事由を証明する書類を添付しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上速やかに免除の可否を決定し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(勤務月数の算定)

第10条 条例第11条第1項第2号に規定する勤務の月数は、瀬戸内市立瀬戸内市民病院(以下「市民病院」という。)において看護師等として勤務を開始した日の属する月から当該勤務を終了した日の属する月までの期間の月数とする。

- 2 前項の規定により勤務の月数を算定する場合において、当該勤務期間中に休職(業務に起因する休職を除く。)、欠勤、育児休業、介護休暇、自己啓発等休業、停職その他これらに準ずる休業の期間(以下「休職等の期間」という。)により1月以上引き続いて勤務できなかった期間があるときは、休職等の期間の開始の日の属する月から休職等の期間の終

了の日の属する月までの期間の月数を控除するものとする。

(届出)

第11条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき又は破産宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき 連帯保証人変更届(様式第8号)並びに新連帯保証人に係る住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得証明書
- (2) 貸与対象施設を休学し、転学し、若しくは退学したとき又は貸与対象施設から停学の処分を受けたとき 休学・停学・退学・転学届(様式第9号)及び当該事実を証明する書類
- (3) 借受人又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届(様式第10号)及び氏名又は住所を変更した者(以下この号において「変更者」という。)に係る住民票の写し(変更者が連帯保証人の場合にあつては、変更者に係る住民票の写し及び印鑑登録証明書)
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 修学資金貸与辞退申出書(様式第11号)
- (5) 貸与対象施設を卒業したとき 卒業届(様式第12号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与に関し重要な事項に異動があつたとき 変更等事項届出書(様式第13号)

2 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、直ちに死亡届(様式第14号)を管理者に提出しなければならない。

(現況報告)

第12条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまでの間、毎年4月1日現在の現住所、貸与対象施設、勤務先等の状況について、在学証明書及び前学年度末の成績証明書又は在職証明書並びに現況報告書(様式第15号)により4月30日までに管理者に報告しなければならない。ただし、市民病院に勤務している場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する